4　前二項の規定は、公立大学法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二第一項第三号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

第百二十条第七項中「中期目標」とあるのは「当該中期目標」と、「中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「新設合併消滅法人」の下に「（申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十五条」の下に「又は第八十七条の二十」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	中期目標の期間	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に規定する期間
	同項第三号	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号
	同条第二項	第八十七条の十第二項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）
第三項	第二十八条第五項	第八十七条の十第五項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）
	同条第六項	第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）

第百二十条に次の四項を加える。

9　第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。）である新設合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは「最終事業年度」と読み替えるものとする。

10　前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

11　第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）である新設合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、第八項前段中「中期目標の期間」とあるのは「最終事業年度」と読み替えるものとする。

12　前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る認可事業計画」と、「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは「当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

第百二十一条第一項中「ときは、地方独立行政法人」の下に「（総務大臣又は都道府県知事にあっては、第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第百二十二条の見出し中「是正」を「是正等」に改め、同条第一項中「の行為が」を「が、不正の行為若しくは」に、「若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれ」を「、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要」に改め、「是正」の下に「又は業務運営の改善」を加え、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同条第三項中「地方独立行政法人」の下に「（第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「の行為が」を「が、不正の行為若しくは」に、「違反し、又は違反するおそれ」を「違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要」に改め、同条第四項中「の行為が」を「が、不正の行為若しくは」に、「違反し、又は違反するおそれがあると認める」を「違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である」に改め、「是正」の下に「又は業務運営の改善」を加え、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同条に次の一項を加える。

6　公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	、若しくは	、又は
	ときは、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき	ときは
	是正又は業務運営の改善	是正
	命ずる	求める
第二項	命令	求め
第三項	以下この項及び次項	次項
	、若しくは	、又は
	とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき	とき
	命令	求め
第四項	、若しくは	、又は
	場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合	場合